

運営指導における指導事項

項目	主な指導内容	改善のポイント
内容及び手続の説明及び同意 (重要事項説明書)	運営規程の概要、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を作成すること。	● 重要事項説明書には、運営規程の概要、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる内容を記載しなければなりません。 ● 契約の前に、重要事項説明書を交付して説明を行い、サービス提供の開始について申込者の同意を得なければなりません。 ● 重要事項説明書の内容は、定期的に見直しを行い、最新の情報を掲載するようにしましょう。 ● 運営規程の概要等の重要事項については、事業所での掲示に代えてウェブサイトへの掲載や、いつでも自由に閲覧できるようファイルを備え置く等の方法でもかまいません。
受給資格等の確認	事業者は、サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、認定の有無及び認定の有効期間を確かめること。	● サービスの利用に係る費用につき保険給付を受けることができるのは、要介護認定及び要支援認定を受けている被保険者に限られるものであることを踏まえ、事業者は、サービス提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、認定の有無及び認定の有効期間を確かめなければなりません。
居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供	事業者は、居宅サービス計画及び介護予防サービス計画（「居宅サービス計画等」という。）が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供すること。	● 居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションを提供しなければなりません。

運営指導における指導事項

項目	主な指導内容	改善のポイント
訪問リハビリテーション計画及び介護予防訪問リハビリテーション計画の作成	訪問リハビリテーション計画及び介護予防訪問リハビリテーション計画（「訪問リハビリテーション計画等」という。）は、既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならないこと。	● 訪問リハビリテーション計画等は、居宅サービス計画等に沿って作成されなければならないことから、訪問リハビリテーション計画等を作成後に居宅サービス計画等が作成された場合は、当該訪問リハビリテーション計画等が居宅サービス計画等に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しなければなりません。 ● 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、当該医師の診察に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、当該サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画等を作成する必要があります。
勤務体制の確保等	事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士によって指定訪問リハビリテーションを提供すること。	● 事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、指定訪問リハビリテーションに従事する理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別等を明確にしなければなりません。 ● 事業所の理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士については、労働者派遣法に規定する派遣労働者（紹介予定派遣をする場合及び産前産後休業・育児休業・介護休業を取得した労働者の業務である場合を除く。）であってはなりません。

運営指導における指導事項

項目	主な指導内容	改善のポイント
業務継続計画の策定等	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。	<研修> ● 感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行いましょう。 ● 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育及び新規採用時の研修を実施するとともに、研修の実施内容についても記録しましょう。 ● 感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。
		<訓練> ● 訓練（シミュレーション）においては、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施しましょう。 ● 感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えありません。
衛生管理等	事業所において、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。	<研修> ● 従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行わなければなりません。 ● 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施しましょう。 ● 研修の実施内容についても記録することが必要です。
		<訓練> ● 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要です。 ● 訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施しましょう。